

資料④ 残課題に係る照会事項

No.	業務	区分	要件 反映 有無	内容	事務局記載 (★は、事務局から構成員への追加質問があったもの及びその回答を踏まえた事務局方針を記載しています。)
5	土地&家屋	質問	反映あり	<p>【全団体】 各寄帳兼(補充)課税台帳の印字項目として「従前地」及び「仮換地」を印字している団体がございます。 機能要件1.2.15において、対応する従前地と仮換地を紐付けられることとなっているため、各寄帳兼(補充)課税台帳の印字項目「(土地ごとの)備考」に「従前地が印字されている場合は、備考欄に当該従前地と紐づく仮換地の所在地を印字(「実装してもしなくても良い項目」)する。その逆も同様とする。」と記載することとしますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>&lt;回答概要&gt; 反対とする団体なし。 &lt;事務局方針&gt; 事務局案のとおりといたします。  &lt;以下、各詳細回答に対して&gt; A市の回答：備考欄に表示する内容について「印字有無の選択」を市町村が設定できるようにしてほしい。 →【全団体】備考欄に印字する項目の優先順位については職員が設定できることといたします。なお、実装してもしなくても良い項目を実装するかについては事業者の判断に委ねられます。 E市の回答：仮換地の所在地で課税されている場合に従前地を備考で印字するのはよいが、従前地で課税されている場合に仮換地の所在地を印字するのはわかりにくいと考える。 →【E市】実装してもしなくても良い項目なので、実装するかしないかは事業者の判断に委ねます。 K市の回答：家屋についても、換地処分時には、従前の家屋番号と換地処分後の家屋番号の印字を、実装してもしなくても良い項目として記載していただきたい。 →【全団体】換地処分の前後の家屋番号が必要か否かを教えてください。  ★K市から、以下のご意見をいただいております。 家屋についても、換地処分時には、同一の家屋の家屋番号が変更されることがあるため、従前の家屋番号と換地処分後の家屋番号の印字を、実装してもしなくても良い項目として記載していただきたい。 ★事務局方針 他構成員からも「実装してもしなくても良い項目であれば、要件化しても構わない」等のご意見がありましたので、家屋番号が変更された家屋については、「従前の家屋番号」を「実装してもしなくても良い項目」として、備考欄に印字することといたします。</p>
7	土地&家屋	質問	反映あり	<p>【全団体】 区分所有家屋の評価額及び課税標準額については、「1棟全体の額」と「専有部分ごとの額」どちらも管理することといたします。また、区分所有家屋の敷地も同様に、2つの額を管理すべきかを検討しております。  → つまましては、「別紙回答票 No.7 区分所有家屋の敷地」シートにご回答ください。</p>	<p>「別紙回答票 No.7 区分所有家屋の敷地」シートにて検討。</p>
8	土地&家屋	質問	反映あり	<p>【全団体】※タワマンが所在しない市町村は、回答不要です。 タワマンション(以下タワマン)に関しては、「専有部分の評価相当額(タワマン補正前)」(以下補正前評価相当額)と「専有部分の評価相当額(タワマン補正後)」(以下補正後評価相当額)を保持することといたします。 家屋評価は、再建築費評価点数に毎年減点補正率を乗じて行うため、評価証明書に印字する額は、階層による補正率を乗じていない補正前評価相当額のほうが適切と考えられます。 一方で、タワマンの専有部分を所有する納税者は、階層による補正率を乗じた補正後評価相当額も必要である場面があると考えられます。 したがって、以下帳票に記載する額は、補正後評価相当額とし、備考欄に「当該額がタワマン補正適用後の評価相当額である旨」及び「補正前評価相当額」を印字することといたしますが、よろしいでしょうか。  【該当すると思われる帳票】 ・評価証明書 ・公課証明書 ・課税証明書 ・課税明細書 ・その他該当すると思われる帳票があれば教えてください。</p>	<p>&lt;回答概要&gt; 賛成(3団体)：G市、H市、K市 反対(1団体)：E市 &lt;事務局方針&gt; タワマンについての証明書で、納税者が確認したいのは補正後評価相当額であると考えられるため、補正後評価相当額を印字する額を設けます。(補正前評価相当額を備考欄に印字することといたします。) 【E市、G市、H市、K市】 物件単位で評価額を記載する外部帳票すべて(以下の帳票)に同様の対応としてよいか、確認させてください。 ・No.9-10 家屋(補充)課税台帳(閲覧用) ・No.63-64 各寄帳兼(補充)課税台帳 ・No.66 家屋価格等算定帳簿 ・No.86-87 減免決定通知書 ・No.94-97 更正(価格・賦課)決定通知書 ・No.100 資産証明書  ★事務局方針 タワマンに限らず、区分所有家屋の家屋(補充)課税台帳に登録する評価額及び課税標準額を一棟全体の額とするか、持分で按じた額とするのか団体により取扱いが分かれています。  機能要件においては、区分所有家屋(タワマンションを除く。)の家屋(補充)課税台帳には、「一棟全体の評価額」「一棟全体の課税標準額」「持分で按じた評価相当額」「持分で按じた課税標準相当額」を実装すべき管理項目とし、これらの項目は、システムで必ず計算され、保持されることとします。また、区分所有家屋(タワマンション)の家屋(補充)課税台帳には、これらに加えて「持分で按じた評価相当額(補正後)」「持分で按じた課税標準相当額(補正後)」を実装すべき管理項目とし、これらの項目についても、システムで必ず計算され、保持されることとします。 そのために、「持分で按じた評価相当額(補正後)」「持分で按じた課税標準相当額(補正後)」の計算のために必要な項目(専有部分が所在する階数など)についても、実装すべき管理項目として要件化いたします。  ★E市、G市、H市、K市 ※事前の周知 区分所有家屋(タワマンション)の「持分で按じた評価額」と「持分で按じた課税標準額」を印字する帳票は、タワマン補正前の額を印字することとし、納税者が確認したいと考えられる「軽減・減免前税額」の計算には、「持分で按じた課税標準相当額(補正後)」を用いることといたします。 この考えを基に、事務局案を別シート「別紙事務局案 No.8 タワマン帳票の印字」に整理いたしましたので、後日ご意見をいただきます。</p>
10	償却	報告	反映あり	<p>■指定都市会からのご意見を受け、「償却資産申告書」、「種類別明細書」、「申告案内」、「申告はがき」に以下の条件を実装すべき出力条件として追加いたします。  ・電算処理フラグの設定の有無を指定できること。 ・サマリ入力フラグの設定の有無を指定できること。 ・前年度又は一定期間(複数年度)の申告の有無を指定できること。 ・事業種目を指定できること。 ・非課税類型の設定の有無を指定できること。 ・特例類型の設定の有無を指定できること。  理由： 以下の条件①～④を指定し、申告案内の通知を出力している団体があるため。 ①本年度が一品ごとに資産を登録されていること。※「サマリ入力フラグ」の設定の有無を指定できること。で対応可能となる。 ②前年度の課税標準額が一定の範囲内であること。 ③課税標準特例・非課税の適用がされている場合に通知の対象・対象外を指定できること。 ④償却資産の申告を毎年度求めず、事業種目ごと(N年度は製造業、N+1年度は飲食業など)又は一定期間ごと(3年に1度など)に申告を求めている団体があるため。  ■「償却資産申告書」、「種類別明細書」についても、「申告案内」、「申告はがき」と同様に、以下の条件を実装すべき出力条件として追加する。 「申告案内」、「申告はがき」の出力条件も以下のとおり修正。  ・前年度又は一定期間(複数年度)の課税標準額が一定額以下の納税義務者を抽出する際の課税標準額を指定できること。</p>	<p>&lt;回答概要&gt; 賛成(3団体)：F市、G市、H市 反対(1団体)：A市  A市：EUC機能の拡充で対応すべき。 G市：減免類型の設定の有無を追加してはどうか。  &lt;事務局方針&gt; 概ね賛成いただきましたので、事務局案のとおりといたします。 また、G市のご意見を踏まえて「減免類型の設定の有無を指定できること。」を実装すべき出力条件として追加するか検討いたします。  【G市】実務上、減免類型により抽出する場面についてご教示ください。  【A市】自治体側が実現したい抽出機能を必要性を確認した上で要件化しております。そのため、EUC機能による包括的な要件としてではなく、「主な抽出条件」として記載することで標準化に寄与できるものと考えております。</p>
13	償却	報告	反映なし	<p>指定都市会より、償却資産を保有する事業者の「決算期月」、「eLTAXの利用届出日」を管理したいのご意見をいただいております。 「決算期月」については、法人住民税システムにおける法人基本情報を確認いただくことといたします。(省令様式には反映いたしません。) 「eLTAXの利用届出日」については、必要な場合は納税義務者情報におけるメモ機能で管理いただくこととし、管理項目としては要件化いたしません。※「納税者ID(eLTAX)」は納税義務者情報として要件化済みです。  意見： ・「決算期月」については、決算期次点と賦課期日時点の固定資産台帳に差異があるため、賦課期日時点において正しく申告されているか確認する一つのキーとして審査をおこなっているものであり、標準化の観点から規則様式として追加していただきたいと考えます。 ・ID及び登録日・変更日については、税務代理権限者や会社の担当者が変わるタイミングでeLTAX利用者IDが変更されることが往々にして発生することから、申告権限者の変更を把握し、義務者(又は代理人)と連絡を取る際の情報の一つとして利用しており、管理を追加していただきたいと考えます。</p>	<p>&lt;回答概要&gt; 賛成(3団体)：A市、F市、H市 反対(1団体)：G市  &lt;事務局方針&gt; ・決算期月については、G市のご意見を踏まえ、引き続き検討項目といたします。 ・eLTAX利用届出日については、法人住民税においても不要項目としており、事務局案の要り要件化しないことといたします。</p>

14	償却	報告	反映なし	<p>指定都市会より、機能要件「6.6. 調査課税処理（償却資産）」として、以下2つの機能について要望を受けておりますが、APPLIC税IFに確認した結果、いずれもメモでの対応といたします。</p> <p>■事務局からAPPLICへの照会事項（2021/6/2）</p> <p>以下の団体意見について、パッケージでの実装状況と、標準システムへの搭載の実現可能性をご教示ください。</p> <p>団体意見①：追加調査の実施や調査に着手できないものについて、調査対象者としての登録及び削除が行えること</p> <p>団体意見②：資産異動入力が必要だったものについては、適正申告であった記録を残すことができること。</p> <p>＜以下、参考＞</p> <p>■事務局からの回答（2021/6/16）</p> <p>①は メモ欄での代替入力が出るような内容に見受けられます。</p> <p>②は 申告受付状況、申告受付日のような項目を指しているように見受けられます。</p> <p>いずれもメモ入力での運用可能と考えます。</p>	<p>＜回答概要＞</p> <p>賛成（3団体）：A市、F市、H市</p> <p>賛成あり（1団体）：G市</p> <p>＜事務局方針＞</p> <p>（1）</p> <p>『団体意見①：追加調査の実施や調査に着手できないものについて、調査対象者としての登録及び削除が行えること。』について、G市のご意見を踏まえて、以下のとおり要件化する方針です。</p> <p>これにより、任意に自治体職員が設定した調査区分（調査予定なし、調査予定、調査中、調査済み 等）を1つ、償却資産課税台帳上で管理できるようになります。</p> <p>実装してもなくても良い機能（管理項目）として、3.1.21.に申告内容確認調査結果情報に「調査区分」を追加する。</p> <p>また、新規に実装しなくても良い機能として、『償却資産に係る調査の類型ごと調査区分の名称を管理（設定・保持・修正）できること。』</p> <p>（2）</p> <p>『団体意見②：資産異動入力が必要だったものについては、適正申告であった記録を残すことができること。』について、機能要件3.1.21.にて「確認結果」（自由記載欄として、任意に記載できるもの）を要件化しているため、対応不要といたします。</p>
16	償却	質問	反映あり	<p>指定都市会より、以下の機能について要望を受けております</p> <p>EUC代替可の内部帳票として、「償却資産の納税義務者について、法人市民税システムの基本情報（業種や税理士情報、決算期等）と紐付けた帳票（データ）」を要件化することの必要性を確認させていただきます。</p> <p>意見：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・償却資産の納税義務者について、法人市民税システムの基本情報（業種や税理士情報、決算期等）と紐付けたデータを抽出できること。</li> <li>・抽出対象にあて名統合をしたものがある場合は、統合元、先の情報も併せて抽出できること。</li> </ul> <p>＜以下、参考＞</p> <p>■事務局からAPPLICへの照会事項（2021/7/12）</p> <p>・償却資産課税台帳上の納税義務者（未申告事業者）について、法人住民税システムの法人情報と紐つけてデータを抽出し、税理士情報・決算期月に係る情報を把握したいとする要望を受けております。パッケージでの実現可否（またはカスタマイズ事例があるか）や、代替運用をご教示ください。（新規設立法人の把握とは別の要望となります。）</p> <p>＜団体要望＞</p> <p>償却資産の納税義務者について、法人市民税システムの基本情報（業種や税理士情報、決算期等）と紐付けたデータを抽出できること</p> <p>・抽出対象にあて名統合をしたものがある場合は、統合元、先の情報も併せて抽出できること</p> <p>■APPLICからの回答（2021/7/30）</p> <p>会社、未申告時に法人情報を紐づける機能はありません。</p> <p>『償却資産の納税義務者について、法人市民税システムの基本情報（業種や税理士情報、決算期等）と紐付けたデータ』は、EUCで実現可能です。</p>	<p>＜回答概要＞</p> <p>・必要（5団体）：G市、H市、I市、J市、K市</p> <p>・あれば便利（1団体）：E市</p> <p>・不要：なし</p> <p>・不明（5団体）：A市、B市、C市、D市、F市</p> <p>＜事務局方針＞</p> <p>ご意見を踏まえて以下のとおり実装すべき帳票として要件化いたします。</p> <p>※ 主な出力条件については、事業者の数量を追加できるため、必ず各条件を網羅する必要はございません。</p> <p>利用区分：内部帳票</p> <p>帳票名称：法人基本情報確認リスト</p> <p>帳票概要：償却資産の納税義務者について、法人住民税システム上の法人基本情報を確認するための帳票。</p> <p>指定した年度において、償却資産の納税義務者の一覧表で、各納税義務者について、法人住民税システムの法人基本情報である「決算期（半年決算法人の管理を含む）又は事業年度」、「資本金の額、資本金及び資本準備金の合算額並びに資本金等の額」、「産業分類コード（大分類及び中分類）」、「税理士情報（氏名、住所及び電話番号）」、「異動区分（設立/設置/異動/事務所廃止/解散/廃業/合併解散/清算終了/事務所等なし/登記のみ/除却/復活 等）」等が記載されている。</p> <p>主な出力条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる年度を指定する。</li> <li>・対象となる納税義務者を指定できること。</li> </ul> <p>実装すべき帳票：●</p> <p>代替可否：EUC代替可</p>
17	償却	質問	反映あり	<p>指定都市会より、以下の機能が必要とのご意見をいただきました。</p> <p>「償却資産に係る新規対象者を把握するため、法人住民税と連携し、法人住民税側で新規に登録された法人情報を固定資産税システム側に取り込めること。」</p> <p>当該要望については、昨年の当初案で記載していたが、WTでの議論により、紙等での運用が一般的であることから、削除したものです。指定都市会から要望があったため、機能の必要について改めて確認させていただきます。</p> <p>昨年度機能WT⑨議事</p> <p>『・償却資産に係る連携機能について</p> <p>―市住民税システムとの連携は行っているか。（事務局）</p> <p>―連携は行っておらず、紙の異動情報を基に、固定資産税システムに反映している。（G市、K市）</p> <p>―一本要件から以下の記載を削除する。</p> <p>「また、次他家務システムから宛名情報を取り込み、納税義務者マスタ上の宛名情報を一括更新できること。</p> <p>＜他家務システム＞</p> <p>・法人市町村民税システム</p> <p>・法人事業税システム</p> <p>』</p>	<p>＜回答概要＞</p> <p>・必要（7団体）：B市、C市、D市、F市、I市、J市、K市</p> <p>・あれば便利（1団体）：E市</p> <p>・不明（1団体）：H市</p> <p>・不要（2団体）：A市、G市、</p> <p>＜事務局方針＞</p> <p>要件化する方針といたします。</p> <p>【A市】別途検討する実現性評価の検討において、小規模自治体向けの標準仕様書を定義する方針です。</p> <p>【I市】「既に登録されている場合は、法人の基本情報（業種・資本金等）を追加・書き登録」とありますが、職員が確認した上で書きされるものでしょうか。又は、自動で更新されるものでしょうか。</p>
20	償却	質問	反映あり	<p>指定都市会より以下の帳票の追加してほしいとのご意見をいただきました。</p> <p>必要性について、確認させていただきます。</p> <p>帳票名称：税理士一括交付依頼書</p> <p>帳票用途：課税庁から税理士宛に送付する通知書。固定資産税システム上、前年度に一括送付区分（税理士宛に紙の償却資産申告書を送付する区分）の設定されている納税義務者を抽出し、作成する。</p> <p>本帳票を用いることで、毎年度、紙の償却資産申告書を税理士宛に送付してよいか確認をとることができることと、課税庁側で個別に税理士宛の送付対応が不要になることが見込まれます。</p> <p>用紙：汎用紙</p> <p>別添ファイル「08_参考レイアウト_課題No.20_税理士一括依頼書.pdf」における「税理士一括依頼書」、「税理士一括交付依頼書のご提出について」を参照。</p>	<p>＜回答概要＞</p> <p>・必要（3団体）：F市、H市（利用無し）、J市（現行Excelにて運用あり）</p> <p>・不明</p> <p>・不要（8団体）：A市、B市、C市、D市、E市、G市、I市、K市</p> <p>＜事務局方針＞</p> <p>法人住民税において実装していないことから、不要な帳票といたします。</p> <p>※ 必要な場合は、WordやExcel等で当該帳票を作成いただく想定です。</p> <p>【F市】現行運用において、左記帳票（税理士一括交付依頼書）を利用しておりますでしょうか。</p> <p>【I市】業務上の必要性を確認し、検討を行い各自治体の要件を標準化することを目指しております。</p>
21	償却	質問	反映あり	<p>指定都市会より、帳票No.29 種類別明細書（閲覧用）について、証明書として用いたいのご意見をいただきました。</p> <p>つきましては、帳票No.101 償却資産証明書とは別に、下記帳票を証明書として発行する必要性について確認させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帳票No.28 償却資産課税台帳（閲覧用）</li> <li>・帳票No.29 種類別明細書（閲覧用）</li> </ul> <p>証明書として発行する必要があるとした場合には、上記2帳票に以下の2項目を追加いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行者（地方団体の長等）</li> <li>・電子印</li> </ul> <p>なお、2項目の備考欄にそれぞれ以下の記載をいたします。</p> <p>「・本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。</p> <p>・印字有無を団体が選択できること。」</p>	<p>＜回答概要＞</p> <p>・必要（5団体）：B市（事例無し）、C市、F市、H市（数年に1度）、J市（現行利用あり）</p> <p>・あっても良い（2団体）：I市、K市</p> <p>・不明（1団体）：G市</p> <p>・不要（3団体）：A市、D市、E市</p> <p>＜事務局方針＞</p> <p>実装すべき項目として要件化いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帳票No.28 償却資産課税台帳（閲覧用）</li> <li>・帳票No.29 種類別明細書（閲覧用）</li> </ul> <p>上記2帳票に以下の2項目を追加いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行者（地方団体の長等）</li> <li>・電子印</li> </ul> <p>なお、2項目の備考欄にそれぞれ以下の記載をいたします。</p> <p>「・本項目は、スペースのみを設けて欄を設けない。</p> <p>・印字有無を団体が選択できること。」</p> <p>【C市、F市】</p> <p>現行運用において証明書として発行しているか確認させていただきます。</p> <p>【H市】</p> <p>償却資産証明書では種類別明細までは記載していないため、閲覧用の帳票とは異なる帳票として整理できると考えます。</p>

22	3資産	報告	反映あり	<p>印字項目「算出税額」の定義を明確化するため、固定資産税・帳票印字項目・諸元表における、以下帳票の「算出税額」の備考欄に、「名寄せ後の税額のうち、税額の減額措置による軽減税額や減免税額を引く前のもの」と記載いたします。</p> <p>帳票No.63～64「名寄帳票（補充）課税台帳」  帳票No.68～72「納税通知書」  帳票No.94～98「更正版課税通知書」  帳票No.109～110「課税証明書」</p>	<p>【全団体】  「算出税額」とは「名寄せ後の税額のうち、税額の減額措置による軽減税額や減免税額を引く前のもの」といたしますが、印字項目名については、G市案の通り「軽減前税額」でよろしいでしょうか。</p> <p>【G市（償却資産担当）】  ご意見「定義の明確化には賛成ですが、「税額の減額措置による軽減税額」の文言については改善の余地があるかもしれません。各団体の意見を募るのはいかがでしょうか。」  一ご指摘は、「税額の減額措置による軽減税額」に「課税標準の特例措置によって軽減された税額」も含む、という前提のものであると推測いたします。「課税標準の特例により軽減された税額」を指すものではなく、新築住宅特例のような税額の減額措置を指すものとなっておりますので、原案のままとさせていただきます。</p> <p>★事務局方針  「算出税額」の定義は、原案のとおり「名寄せ後の税額のうち、税額の減額措置による軽減税額や減免税額を引く前のもの」といたしますが、印字項目名については、「軽減前税額」又は「軽減・減免前税額」とさせていただきます。（「帳票IT⑩_資料②_帳票レイアウトの見直しについて」の#80）</p>
24	3資産	質問	反映あり	<p>【全団体】  機能要件1.2.5.及び2.2.7.に「一の納税義務者に係る特例類型、非課税類型、不均一課税類型、減免類型の情報を、課税台帳上一括で設定・修正できること。」を「実装すべき機能」として要件化しておりますが、機能要件4.1.1.において、納税義務者マスタに「非課税類型」を管理する機能を要件化していませんでした。したがって、4.1.1.に「実装すべき機能」として「非課税類型」を要件化いたします。これにより、以下の処理が可能になる想定です。  &lt;例&gt;  あらかじめ土地改良区に非課税類型（4.1.1.で要件化する項目）を設定すれば、所有権移転処理により土地改良区を新所有者として課税台帳に登録することで、当該課税台帳に非課税類型（1.2.1.ですでに要件化している項目）が設定される。</p> <p>【質問①】  減免については、すでに機能要件4.1.1.の「実装してもなくても良い機能」に「生活保護フラグ」を要件化しておりますが、生活保護に限定する要件とせず、「減免類型」に変更することを検討しております。これについて、以下から選択してください。  ①「生活保護フラグ」のままでよく、「実装してもなくても良い機能」のままでよい。  ②「生活保護フラグ」のままでよいが、「実装すべき機能」に変更すべき。  ③「生活保護フラグ」から「減免類型」に変更すべきであるが、「実装してもなくても良い機能」のままでよい。  ④「生活保護フラグ」から「減免類型」に変更すべきであり、「実装すべき機能」に変更すべき。</p> <p>【質問②】  減免類型、非課税類型以外の各種類型についても、納税義務者マスタで管理すべきと考えられるものを教えてください。</p>	<p>&lt;回答概要&gt;  【質問①】  減免については、すでに機能要件4.1.1.の「実装してもなくても良い機能」に「生活保護フラグ」を要件化しておりますが、生活保護に限定する要件とせず、「減免類型」に変更することを検討しております。これについて、以下から選択してください。  ①「生活保護フラグ」のままでよく、「実装してもなくても良い機能」のままでよい。（2団体）：G市（土地家屋）、H市  ②「生活保護フラグ」のままでよいが、「実装すべき機能」に変更すべき。（0団体）：なし  ③「生活保護フラグ」から「減免類型」に変更すべきであるが、「実装してもなくても良い機能」のままでよい。（7団体）：A市、B市、C市、F市、G市（償却）、I市、J市  ④「生活保護フラグ」から「減免類型」に変更すべきであり、「実装すべき機能」に変更すべき。（3団体）：D市、E市、K市</p> <p>【質問②】  減免類型、非課税類型以外の各種類型についても、納税義務者マスタで管理すべきと考えられるものを教えてください。  ・課税保留（B市）※要件化済み。  ・点字（G市（土地家屋））  ・音声コード（G市（土地家屋））  ・償却資産申告書 4～14（G市（償却））  ※以下、参考。  4事業種目・資本金等の額、5事業開始年月、6この申告に回答する者の係及び氏名・電話番号、7税理士の氏名・電話番号、8短縮耐用年数の承認（有・無）、9増加償却の届出（有・無）、10非課税該当資産（有・無）、11課税標準の特例（有・無）、12特別償却又は圧縮記帳（有・無）、13税務会計上の償却方法（定率法・定額法）、14青色申告（有・無）</p> <p>&lt;事務局方針&gt;  機能要件4.1.1.に実装すべき機能として「非課税類型」を要件化いたします。また、実装してもなくても良い機能である「生活保護フラグ」の名称を「減免類型」に変更いたします。（実装してもなくても良い機能のままとする。）  ・点字、音声コードについては、税務共通の要件として検討いたします。  ・償却資産申告書 4～14については、償却資産課税台帳上の管理といたします。  【全団体】  償却資産申告書 4～14については、償却資産課税台帳又は納税義務者マスタのどちらで管理しているのでしょうか。また、上記について、納税義務者マスタで管理している場合、その理由を記載下さい。</p>
25	3資産	質問	反映あり	<p>【全団体】  固定資産税における機能要件、帳票要件、帳票印字項目一覧、帳票レイアウトにおける「年度」の表記用語集の表記に統一いたします。事務局としては、帳票印字項目一覧における「対象年度」については、各帳票について「課税年度」に統一しようと考えております。</p> <p>→ つきましては、「別紙回答票 No.25 課税年度」シートにご回答ください。</p>	<p>「別紙回答票 No.25 課税年度」シートで検討</p>